

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.0 %
全職員	90.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別的情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	97.8 %
本庁係長相当職	100.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	92.5 %
26～30年	92.6 %
21～25年	95.7 %
16～20年	94.5 %
11～15年	84.3 %
6～10年	— %
1～5年	106.1 %

【説明欄】

1. 『全職員に係る情報』について

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、再任用職員については女性の該当者が少数のため算出しない。

2. 『「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別的情報』について

(1) 役職段階別のうち、「本庁部局長・次長相当職」は該当する職なし。

また、「本庁課長相当職」は女性の該当者がないため記載なし。

(2) 勤続年数別のうち、「36年以上」「6～10年」は該当者が少数またはないため算出しない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。